

【安全の取り組み実施内容】

運航の判断について

- ・船長は適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達する恐れがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- ・運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件については、以下に定めるところによる

気象・海象	風速	波高	視程
網代港内	8 m/s 以上	0.8m以上	500m以下
航行中	13 m/s 以上	1 m以上	500m以下

運航前点検について

- ・アルコールチェッカーによる呼気確認を始業前と業務終了後に行い、記録簿に記入する
- ・運航開始前に船体及び機関の点検を行い、記録簿に記入する

救命設備について

- ・最大搭載人員97人に対し、救命胴衣大人用97着・小人用10着を搭載、加え救命筏定員22名を4艇・定員12名を1艇（100名分）を搭載
- ・救命胴衣の着用方法を船内前方及び後方の壁に掲示、船内アナウンスも有り
- ・その他注意事項は船長より船内アナウンス有り

通信設備について

- ・海上特殊無線を備えており、出航・折り返し・入港の連絡に加え海況気象の情報、浮遊物や危険個所の共有、海上保安庁との非常時連絡網の備え完備

その他の点検、安全監査について

- ・年間1回以上の中国運輸局及び海上保安庁の安全監査の実施
- ・夏季安全総点検、年末年始の安全総点検の実施と中国運輸局への報告
- ・シーズン前の安全衛生チェックリスト（WIB）の実施

- ・小型船舶機構による毎年の中間検査と5年に1回の定期検査の実施（毎年、車でいう車検を受けているようなことです）

- ・弊社は中国運輸局の認可事業社であり、関係法令及び社内規定を遵守し安全最優先の原則のもと運営しております